

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

○生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

(社会福祉課)

一

告示

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村振興課)

一

○公有水面埋立ての免許出願

(水産業基盤整備課)

二

○保安林の指定の解除の予定(三件)

(森林整備課)

二

○保安林の指定の解除

(同)

三

○海岸保全区域の変更(二件)

(河川課)

三

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(東部地方振興事務所)

五

公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(危機対策課)

六

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

九

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(警察本部会計課)

九

雑報

○環境影響評価条例に定める対象事業の実施引継ぎの公告

一

正誤

○宮城県公報第六七号(令和二年一月七日付け)中

一一

○宮城県公報第七三号(令和二年一月二十八日付け)中

一一

規則

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年二月七日

○宮城県規則第三号

生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

生活困窮者自立支援法施行細則(平成二十七年宮城県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改める。

第十二条中「第十条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第十五条中「第十条第三項」を「第十六条第三項」に改める。

第十六条中「第十五条第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

様式第七号中「第15条」を「第21条」に、「第16条」を「第22条」に改める。

様式第十七号及び様式第十八号中「第10条第1項」を「第16条第1項」に改める。

様式第二十一号中「第10条第3項」を「第16条第3項」に改める。

様式第二十二号中「第15条第2項」を「第21条第2項」に、「第22条第2項」を「第29条第2号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

○宮城県告示第八十三号

県営手檜地区土地改良事業(農業用排水施設整備事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和二年二月七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和二年二月七日から令和二年三月十日まで

宮城県知事 村井嘉浩

三 縦覧場所

松島町役場

○宮城県告示第八十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり免許出願があった。

なお、同法第三条第一項に規定する出願及び関係図書の縦覧は、宮城県水産林政部水産業基盤整備課及び宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部で行う。

令和二年二月七日

一 出願年月日

令和二年一月二十九日

二 出願人の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(一) 位置

第二種伊里前漁港区域内

本吉郡南三陸町歌津字町向一四八番二に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点を結ぶ平成二十八年の秋分の満潮位(DL+1.50メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 四級基準点(KT二二) 北緯三八度四二分五五秒、東経一四一度三二分二〇秒) から二七一度三二分五七秒一四・四六〇メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から 二六八度五〇分一一秒 六・〇〇〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から 三五八度二二分一三秒 三〇・四三〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から 三五八度二四分四四秒 一四・二九〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 一二度一七三分三八秒 二・〇一〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 二八五度〇六分一三秒 三・一五〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 二八四度一〇分四〇秒 〇・七二〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 九度一〇分三〇秒 〇・二六〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 九九度一〇分三〇秒 九・四一〇メートルの地点

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- ⑩の地点 ⑨の地点から 一七八度五八分三四秒 四二・一一〇メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から 八八度五八分三四秒 〇・四二〇メートルの地点

(三) 面積

2 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

第二種伊里前漁港区域内

本吉郡南三陸町歌津字町向一一二番二、一一二番五、一一二番一七、一四八番一、一四八番二及び一四八番三地内並びに一四八番二に隣接する公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びイの地点とニの地点とを結んだ線により囲まれた区域
イの地点 四級基準点(KT二二) 北緯三八度四二分五五秒、東経一四一度三二分二〇秒) から二〇四度二七分一五秒一〇・三三〇メートルの地点

- ロの地点 イの地点から 二六八度五八分三四秒 三五・九三〇メートルの地点
- ハの地点 ロの地点から 三五八度二四分四四秒 七一・五九〇メートルの地点
- ニの地点 ハの地点から 九九度一〇分三〇秒 三七・二二〇メートルの地点

(三) 面積

二、四七六・一七平方メートル(施行区域)

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 縦覧期間

令和二年二月七日から令和二年二月二十七日まで

○宮城県告示第八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和二年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市大向九二の三

二 保安林として指定された目的

魚つき

令和二年一月二十三日	高橋 義智	栗原市若柳字上畑岡碓百十九番地	監事
令和二年一月二十三日	菅原 精一	登米市迫町新田字松原三十七番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和元年十二月十九日	二階堂 亮	栗原市若柳字上畑岡碓百五番地一	監事
令和元年十二月十九日	堺 博	登米市迫町新田字東坂戸七十一番地	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり総合評価一般競争入札に付す。

令和二年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件の名称及び数量 宮城県総合防災情報システム再構築業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書等による。
 - 3 履行期間 契約締結の翌日から令和三年三月十二日まで
 - 4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町地内外
 - 5 予定価格 四〇五、七六五、八〇〇円（内消費税及び地方消費税三六、八八七、八〇〇円）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
- 7 過去五年間に、国又は都道府県が発注する総合防災情報システムの整備又は改修業務を元請けとして履行した実績を有していること。ただし、共同企業体としての実績は、代表者であった場合に限り。
- 8 システムの設計・開発実績が五年以上のプロジェクトマネージャー若しくはプロジェクトリーダー又はそれらに類する資格等を要し、そのうち、災害対応を目的としたシステムの構築、運用保守の実績を一年以上有する者を配置すること。
- 9 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

（一）入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

（二）入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員又は暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号電話〇二二二一一三三三五)へ令和二年二月二十六日(水)午後五時まで提出すること。

三 入札書等の提出場所及び提出期限等

1 総合評価のための入札書及び提案書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書等の交付場所、問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎五階 宮城県総務部危機対策防災対策班(電話〇二二二一一三三七五)

2 入札説明書及び仕様書等の交付期限

令和二年二月二十日(木)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は令和二年二月十四日(金)午後五時までに1あて申し出ること。

3 総合評価一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 総合評価のための提案書の提出期限

令和二年三月六日(金)午後五時までに1あて提出することとし、郵送の場合は書留郵便にて同日同時までに到達すること。

5 入札書の提出期限

郵送の場合は配達証明郵便にて令和二年三月十九日(木)午後五時までに到達することとし、持参による場合は令和二年三月十九日(木)午後五時までに1の場所までに提出すること。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和二年三月二十三日(月)午前十一時(開場午前十時四十五分)

(二) 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎五階 危機管理センター

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行い、落札者決定基準で規定する評価項目のうち、必須事項が提案依頼仕様書で定める基準を全て満たし、かつ、最も高い評価を得た者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

7 入札執行の方法 総合評価一般競争入札

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items) to be Procured : Reconstruction of the Miyagi Prefecture Integrated Disaster Prevention Information System (I set)

2 Period of Contract : From the day after contract conclusion to March 12, 2021

3 Place of Delivery : Crisis Measures Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government Building

七 落札者の決定

1 技術提案書の評価要件

本業務の入札に参加する者に必要な資格に関する事項等及び2に掲げる各要件を満たす者からの技術提案書のみを評価するものとし、これによらない者から提出された技術提案書については、評価を行わない。

2 落札者の決定方法

本業務を履行できると知事が判断した者であつて、五に定める評価基準により算出された技術提案評価点と価格評価点の合計が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者は次の要件を満たさなければならない。

イ 入札価格が予定価格の範囲内であること。

ロ 技術提案書の内容が、四による必須項目の要求要件を全て満たしていること。なお、技術提案評価点及び価格評価点の合計が最も高い者が二以上あるとき（同点のとき）は次の順により決定する。

① 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点異なる場合
技術提案評価点が高い者を落札者とする。

② 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点同じ場合
四による必須項目における得点が高い者を落札者とする。

③ 入札参加者それぞれの技術提案評価点、価格評価点、四による必須項目における得点同じ場合
入札参加者にくじを引かせ、くじにより決定した者を落札者とする。この場合において、当該入札参加者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代えてくじを引かせ落札者を決定する。

3 技術提案評価点及び価格評価点の配分

点数は、一万四千二百五十点を満点とし、うち技術提案評価点を八千五百五十点、価格評価点を五千七百点とする。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年二月七日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

宮城県知事 村 井 嘉 浩

富谷市富谷湯船沢五十一番七の一部、六十七

地域の名称

番、七十番一の一部、七十番二、七十一番一の一部、七十五番の一部、七十六番二の一部、七十七番、七十八番、七十九番、八十番の一部、八十一番、八十二番、八十三番、八十四番、八十五番二、八十六番一、八十七番四、八十八番の一部、八十九番一、九十番一、九十番二の一部、九十四番一の一部、九十四番三、六十七番地先の水の一部、七十番一地先の道の一部、七十五番地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

黒川郡大和町杜の丘二丁目一番七号
しあわせ不動産株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和二年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 交通管制システム保守点検業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察交通管制センターほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更正手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第三号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 障害発生時に速やかに復旧対応ができる体制を有していること。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ令和二年二月十九日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課及び担当班

千九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二一―〇四二九）

2 入札説明書及び仕様書の交付場所及び方法

1 において配布及びこの入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和二年三月五日（木）までに必要書類を作成の上、1 において提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5 の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和二年三月十九日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1 において必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和二年三月二十三日（月）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室
入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の委託料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免稅業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, March 19, 2020, 5 : 00 pm.
- 2 Item/Service Required : Service of traffic control system maintenance - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : 202 conference room, Miyagi Prefectural Police Headquarters, March 23, 2020, 10 : 00 am.
- 4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel: 022-221-0429

雑 報

○株式会社レノバ代表取締役社長木南陽介から、公報掲載の依頼があった。

令和二年二月七日

宮城県知事 村 井 嘉 一 浩

環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。）第三十九条第一項の規定により、（仮称）石巻港バイオマス発電事業の実施を他の者に引き継いだことについて、次のとおり公告する。

令和二年二月七日

株式会社レノバ

代表取締役社長 木 南 陽 介

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 株式会社レノバ

2 代表者 代表取締役社長 木南 陽介

3 所在地 東京都中央区京橋二丁目二番一号

二 対象事業の名称、種類及び規模

1 名称（仮称）石巻港バイオマス発電事業

2 種類 条例第二第三項に規定する第二種事業（火力発電所の設置の工事業）

3 規模 七万四千九百五十キロワット

三 条例第三十九条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

1 対象事業の実施を他の者に引き継いだため

2 条例第三十九条第一項第三号

四 引き継ぎにより新たに事業者となった者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 承継者の名称 合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー

2 代表者 代表社員 株式会社レノバ 職務執行者 永井裕介

3 所在地 東京都中央区京橋二丁目二番一号

正 誤

○宮城県公報第六七号（令和二年一月七日付け）中

ページ 段 行 正

六 下 九 宮城県収用委員会告示第一号

○宮城県公報第七三号（令和二年一月二十八日付け）中

ページ 段 行 正

宮城県収用委員会告示第26号

誤

一五 | 下 | 三 | 宮城県収用委員会告示第2号 | 宮城県収用委員会告示第27号